

【公報種別】意匠公報の訂正

【発行日】令和7年7月23日（2025. 7. 23）

【登録番号】意匠登録第1800476号（D1800476）

【掲載公報発行日】令和7年6月6日（2025. 6. 6）

【年通号数】登録公報（意匠）2025-103

【意匠分類】M3-03

【出願番号】意願2024-6712（D2024-6712）

【訂正の要旨】【意匠権者】の【住所又は居所】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。

（19）【発行国】日本国特許庁（JP）

（45）【発行日】令和7年6月6日（2025. 6. 6）

（12）【公報種別】意匠公報（S）

（11）【登録番号】意匠登録第1800476号（D1800476）

（24）【登録日】令和7年5月29日（2025. 5. 29）

（54）【意匠に係る物品】電動ターンバックル

【基礎意匠の意匠登録番号】意匠登録第1800419号（D1800419）

（52）【意匠分類】M3-03

（51）【国際意匠分類】Loc（14）C1. 8-07

（21）【出願番号】意願2024-6712（D2024-6712）

（22）【出願日】令和6年3月30日（2024. 3. 30）

（72）【創作者】

【氏名】山田 友二

【住所又は居所】兵庫県姫路市飾東町庄400-6

（73）【意匠権者】

【識別番号】511027208

【氏名又は名称】山田 友二

【住所又は居所】兵庫県姫路市新在家2丁目7番29号 ヴィラーチェ新在家103号室

（73）【意匠権者】

【識別番号】512004844

【氏名又は名称】石井 圭

【住所又は居所】兵庫県姫路市新在家2丁目7番29号 ヴィラーチェ新在家103号室

（74）【代理人】

【識別番号】100091465

【弁理士】

【氏名又は名称】石井 久夫

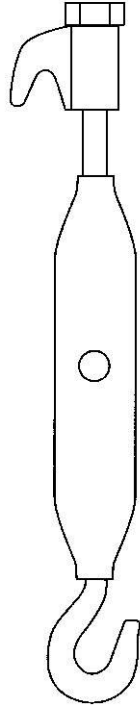
【審査官】宗 裕一郎

（55）【意匠に係る物品の説明】本物品は参考写真に例示する、従来の手回しのターンバックルに電動ドリル駆動機能を持たせた電動ターンバックルである。手廻しのターンバックルは中央胴部とその両端に逆ネジ仕様でネジ込まれる第1及び第2フック部材とからなり、中央胴部を軸線の周りに回転させることにより、両端の第1及び第2フックを拡張する機能を有するが、本物品は同日に出願した本意匠の中央胴部を筒体とするとともに、第2長尺ボルトは螺旋部を有しないものとする一方、フック部を有するスライド案内筒を直管にした物品に関連意匠対象である。その他は、本意匠と同様である。本物品では第2長尺ボルトは中央胴部にねじ込まないで、溶接等で固定する。そのため、やや短尺となし、第2短尺ボルトの頭部ナットを電動ドリルで回転駆動させると同時に、中央胴部の軸線周りの回転させることにより、第1フック部材を中央胴部に螺入させ、電動ドリル駆動機能を持たせる。本物品は手廻し機能を失わないので、手廻し機能と電動ドリル駆動機能を備える。

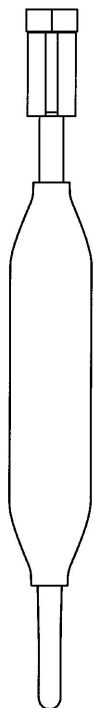
（55）【意匠の説明】背面図は、正面図と対称に現れるので省略する。

【図面】

【正面図】



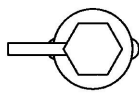
【左側面図】



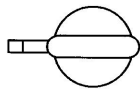
【右側面図】



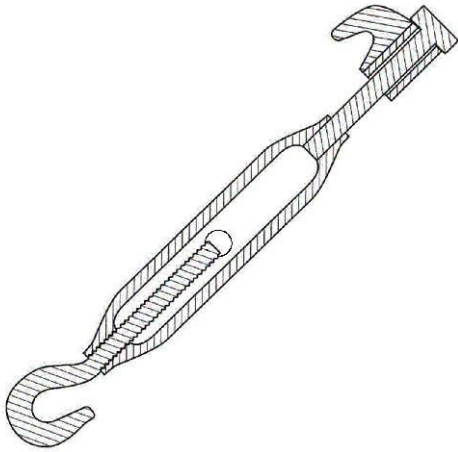
【平面図】



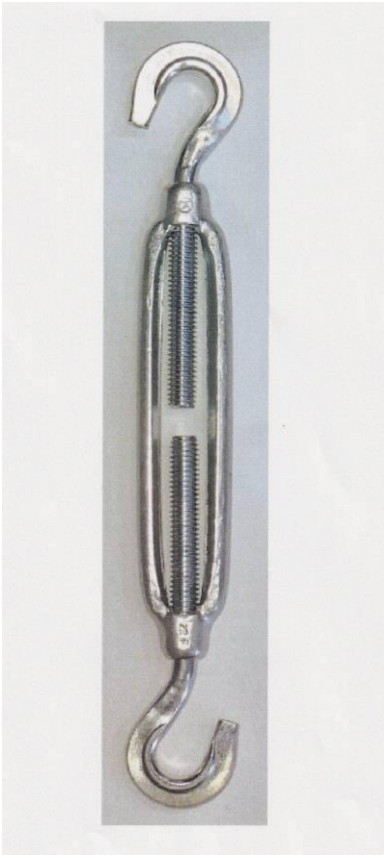
【底面図】



【I－I線断面図】



【参考写真】



(56) 【参考文献】特許5004144

(56) 【参考文献】浅野金属工業、ホームページ掲載実績あり、(特許庁意匠課公知資料番号H J 3 1 0 0 1 2 3 3)

(56) 【参考文献】浅野金属工業、ホームページ掲載実績あり、(特許庁意匠課公知資料番号H J 2 8 0 2 5 5 7 5)